

評価基準の概要【省エネ】

(1)断熱等性能等級などによる場合 (①～④共通:開口部の一定の断熱措置※1) 次のいずれかに適合。

- ①断熱等性能等級 3 以上
- ②一次エネルギー消費量等級 4 + 壁・床：省エネ等級 2 ※2、※3
+ 屋根・天井：省エネ等級 3 ※2、※3
- ③一次エネルギー消費量等級 4 + (省エネ等級 2 ※2、断熱等性能等級 2 ※2) のいずれか
(太陽光発電は評価対象外)
- ④省エネルギー対策等級 3 以上

※1 開口部の一定の断熱措置：後述の「③開口部について」に記載する内容の断熱・日射遮蔽措置

※2 省エネルギー対策等級への適合は、既存の状態で性能評価書等により確認できる場合のみ有効、今回のリフォームで基準適合する場合は、断熱等性能等級を用いてください。

※3 熱貫流率による基準に限る

(2)改修タイプによる場合 次のタイプ A～D のいずれかに適合。(断熱化の対象は、外皮にあるもの)

①タイプ A 全居室全開口部の断熱化等



床、外壁、屋根(天井)の
いずれか 1 種類の断熱化

②タイプ B 主たる居室(LDK)とその他居室 2 室
全開口部以上*1の断熱化等



暖房、給湯、換気、照明、その他の
いずれか 1 種類が一定の高効率化等設備

③タイプ C その他居室 2 室、又は
その他居室 1 室と非居室 1 室*2の
全開口部以上の断熱化等



暖房、給湯、換気、照明、その他の
いずれか 2 種類が一定の高効率化等設備

④タイプ D 居室 1 室以上
全開口部・天井・壁・床の断熱化

*1 タイプBの開口部の範囲は、住宅全体の開口部面積の65%以上
(主たる居室全開口部を含み、対象開口部は室単位で選択)とすることが出来る

*2 非居室は、玄関ドアが面する玄関ホールなどを含む1室以上

111

評価基準の概要【省エネ】

改修タイプの具体的な基準

1/2

・改修タイプには下の 4 タイプあります。

タイプ名	断熱仕様 (外皮に接する部分)				高効率化等設備				
	開口部	床	外壁	屋根(天井)	暖房	給湯	換気	照明*1	その他
タイプ A	全居室全開口部	住宅全体 (いずれか 1 種類)			—	—	—	—	—
タイプ B	主たる居室(LDK)+その他居室 2 室 全開口部以上*2	—	—	—	いずれかの高効率化等設備 1 種類以上				
タイプ C	その他居室 2 室、又は その他居室 1 室と非居室 1 室*3 全開口部以上	—	—	—	いずれかの高効率化等設備 2 種類以上				
タイプ D	居室 1 室以上 全開口部	その居室の全て			—	—	—	—	—

改修タイプに適合するためのリフォームと同時に、表中の「—」部分についても、評価基準に適合する性能向上リフォームを行う場合、**特定性能向上工事**として補助対象になります。

*1 照明設備は、高効率化等設備としては認めますが、改修タイプでは補助対象にはなりません。

*2 タイプBの開口部の範囲は、住宅全体の開口部面積の65%以上(主たる居室全開口部を含み、対象開口部は室単位で選択)とすることができる。

*3 非居室は、『玄関ドアが面する非居室(玄関ホールなど)』を含む 1 室以上で、間仕切壁、建具等により仕切られる範囲にある**開口部全て**を対象。例えば玄関ホールにある**階段の 2 階部分に窓がある場合**、この窓も**対象**になります。

112

評価基準の概要【省エネ】

改修タイプの具体的な基準

※断熱仕様：平成28年1月29日国土交通省告示第266号：基準告示
最終改正令和4年11月7日国土交通省告示第1105号

2/2

・改修メニューは下表の通りです。：断熱等性能等級4の仕様基準が定められた告示

項目	仕様・メニュー例	
断熱仕様	原則として、「住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準」（平成28年1月29日国土交通省告示第266号※） 1 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準に掲げる基準に適合するもの	
高効率化等設備*	暖房	高効率熱源機（効率が10%以上向上する集中ボイラ、組込型エアコン等）
	給湯	高効率給湯器 ・潜熱回収型給湯器 エコジョーズ JIS S2109:2011 家庭用ガス温水機器に規定する給湯部熱効率が94%以上 エコフィール JIS S3031 石油燃焼機器の試験方法通則に規定する連続給湯効率が94%以上 ・ヒートポンプ給湯器 JIS C9220に基づく年間給湯保温効率、又は年間給湯効率が3.0以上（ただし寒冷地仕様は2.7以上） ・ヒートポンプ・ガス瞬間式併用給湯器 熱源設備は電気式ヒートポンプと潜熱回収型ガス機器と併用するシステムで、貯湯タンクを持つものであり、電気ヒートポンプの効率が中間期（電気ヒートポンプのJIS基準に定める中間期）のCOPが4.7以上かつ、ガス機器の給湯部熱効率が94%以上
		太陽熱給湯器 強制循環式のもので、JIS A4112に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有すること（蓄熱槽がある場合は、JIS A4113に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有すること）
	換気	熱交換型換気設備（ダクト式第1種換気設備の場合に限る）
	照明	主たる居室、その他居室及び非居室の全て（住宅外部の照明を含む）についてLED照明とすること（台所のレジード、外構を除く。器具の交換を含まず電球の交換のみで可）
	その他	家庭用コージェネレーション設備（エネファーム、エコウィルなど）

エコキュートのタンク容量150ℓ以上等、別途要件が定められている設備があります。

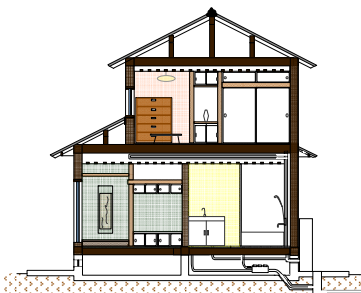
（単価積上・補助率方式共通）

113

評価基準の概要【省エネ】

平成28年国交省告示第266号に基づく「仕様基準」とは（1/3）

①構造躯体（木造充填断熱工法）



・これらの部位の他、天井の代わりに用いる屋根の基準があります。
・8地域は、天井・屋根以外、規定されていません。
・断熱材厚さ d (mm) = $R_c \times \lambda \times 1000$
表中の数字は、5mm単位で切上げた数値を示します。

天井で必要な断熱材厚さ

地域区分*	熱抵抗値 (R_c)	具体例（住宅用GW 16K ($\lambda=0.045$) の場合)
1、2地域	$5.7\text{m}^2 \cdot \text{K/W}$	260mm
3～7地域	$4.0\text{m}^2 \cdot \text{K/W}$	180mm
8地域	$0.78\text{m}^2 \cdot \text{K/W}$	40mm

壁で必要な断熱材厚さ（8地域は規定なし）

地域区分*	熱抵抗値 (R_c)	具体例（住宅用GW 16K ($\lambda=0.045$) の場合)
1、2地域	$3.3\text{m}^2 \cdot \text{K/W}$	150mm
3～7地域	$2.2\text{m}^2 \cdot \text{K/W}$	100mm

床で必要な断熱材厚さ（外気に接する部分/その他の部分）

（8地域は規定なし）

地域区分*	熱抵抗値 (R_c)	具体例（住宅用GW 16K ($\lambda=0.045$) の場合)
1～3地域	$5.2/3.3\text{m}^2 \cdot \text{K/W}$	235/150mm
4～7地域	$3.3/2.2\text{m}^2 \cdot \text{K/W}$	150/100mm

硬質ウレタンフォーム保温板

：A種硬質ウレタンフォーム保温板2種1号 ($\lambda=0.024$)

土間床等の外周部分で必要な断熱材厚さ（外気に接する部分/その他の部分）

（8地域は規定なし）

地域区分*	熱抵抗値 (R_c)	具体例（硬質ウレタンフォーム保温板 ($\lambda=0.024$) の場合)
1～3地域	$3.5/1.2\text{m}^2 \cdot \text{K/W}$	85/30mm
4～7地域	$1.7/0.5\text{m}^2 \cdot \text{K/W}$	45/15mm

*地域区分とは

・寒冷的な1地域から高温多湿な8地域まで、8地域に分けた区分を指し、各地域で省エネ基準の基準値が定められています。

各地域の都市の例	3地域 盛岡市	6地域 東京23区
1地域 夕張市	4地域 松本市	7地域 長崎市
2地域 札幌市	5地域 宇都宮市	8地域 那覇市

地域区分新旧表 <https://www.mlit.go.jp/common/001500182.pdf>

114

評価基準の概要【省エネ】

平成28年国交省告示第266号に基づく「仕様基準」とは (2/3)

②構造躯体 (RC造共同住宅・内断熱工法)



土間床等の外周部分 (8地域は規定なし) (外気に接する部分/その他の部分)

地域区分	熱抵抗値 (R _C)	具体例(硬質ウレタンフォーム保温板 (λ=0.024) の場合)
1～2地域	1.7/0.5m ² ・K/W	45/15mm
3～7地域	0.6/0.1m ² ・K/W	15/5mm

屋根又は天井

地域区分	熱抵抗値 (R _C)	具体例(硬質ウレタンフォーム保温板 (λ=0.024) の場合)
1、2地域	2.5m ² ・K/W	60mm
3地域	1.6m ² ・K/W	40mm
4地域	1.2m ² ・K/W	30mm
5～7地域	0.9m ² ・K/W	25mm
8地域	0.7m ² ・K/W	20mm

壁 (8地域は規定なし)

地域区分	熱抵抗値 (R _C)	具体例(硬質ウレタンフォーム保温板 (λ=0.024) の場合)
1、2地域	1.9m ² ・K/W	50mm
3地域	1.2m ² ・K/W	30mm
4～7地域	0.8m ² ・K/W	20mm

床(外気に接する部分/その他の部分) (8地域は規定なし)

地域区分	熱抵抗値 (R _C)	具体例(硬質ウレタンフォーム保温板 (λ=0.024) の場合)
1～2地域	2.0/1.2m ² ・K/W	50/30mm
3地域	1.4/0.8m ² ・K/W	35/20mm
4地域	1.0/0.5m ² ・K/W	25/15mm
5～7地域	0.8/0.4m ² ・K/W	20/10mm

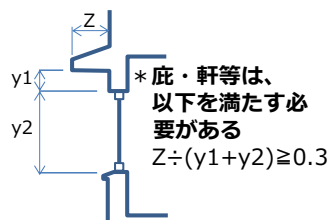
115

評価基準の概要【省エネ】

平成28年国交省告示第266号に基づく「仕様基準」とは (3/3)

③開口部について

開口部は寒冷地と蒸暑地を除き、**熱貫流率と日射遮蔽措置の両方**の基準を満たす必要があります。



* 付属部材：外付ブラインド又は和障子

* 熱貫流率：開口部全体(枠+ガラス)で決まる数値

メーカーカタログ等で確認した熱貫流率の小数第二位を四捨五入することができます。

例 2.33W/m²・K ⇒ 2.3W/m²・K

* 日射熱取得率：開口部全体(枠+ガラス)、又はガラスのみで決まる数値

* A10等：空気層10mm以上の複層ガラス

* G12等：ガス封入した層12mm以上の複層ガラス

一戸建の住宅・共同住宅等又は複合建築物の住宅部分

地域区分	熱貫流率 (U)*	日射熱取得率(η)	具体例
1～3地域	2.3 W/m ² ・K	基準なし	木製又は樹脂製サッシ +Low-E複層ガラス A14以上
4地域	3.5 W/m ² ・K	基準なし	金属製サッシ +Low-E複層ガラス A7以上
5～7地域	4.7 W/m ² ・K	一戸建住宅 次のいずれか ・開口部全体0.59以下 ・ガラスのみ0.73以下 ・付属部材 ・庇・軒等	金属製サッシ +Low-E複層ガラス(日射取得型)
		その他*	基準なし 金属製サッシ+複層ガラス
8地域	基準なし	一戸建住宅 次のいずれか ・開口部全体0.53以下 ・ガラスのみ0.66以下 ・付属部材 ・庇・軒等	金属製サッシ +付属部材又は庇・軒
		その他*	北±22.5°の方位を除く開口部に、次のいずれか ・開口部全体0.52以下 ・ガラスのみ0.65以下 ・付属部材 ・庇・軒等 北面：金属製サッシ 北面以外：金属製サッシ +Low-E複層ガラス(日射取得型)

その他*：共同住宅等又は複合建築物の住宅部分

・基準告示から開口部比率の考え方がなくなったので、開口部比率を用いることはありません。
・三世帯同居対応、子育て世帯向け改修工事、防災性・レジリエンス性の向上工事等、省エネルギー対策を目的としないリフォームにおいても、開口部のリフォームを行う場合、上の「開口部の一定の断熱措置」を満たす開口部としてください。

116

よくある質問と回答

■省エネルギー対策

⑫開口部の断熱性、日射遮蔽措置の基準について、緩和はありますか。

- ・以下の通り、基準適合の方法や、補助金の算定方法により緩和の有無、基準適合の必要な範囲、補助対象の範囲が異なります。

基準への適合方法		基準へ適合させる範囲	補助金算定方法	
			単価積上	補助率
断熱等性能等級、又は一次エネルギー消費量等級の適合確認	計算による場合	全ての開口を対象に計算	0.2㎡未満も補助対象 (小サイズの単価を適用)	0.2㎡未満も補助対象
	仕様基準による場合	床面積の一定範囲までは適用免除可 熱貫流率：2% 日射熱取得率：4%	0.2㎡未満は補助対象外	0.2㎡未満であっても基準へ適合させた場合は補助対象※
改修タイプの場合		0.2㎡未満は適用免除	0.2㎡未満は補助対象外	0.2㎡未満であっても基準へ適合させた場合は補助対象※

※ ここで「補助対象」とあるのは、当該開口部を仕様基準に適合させれば特定性能向上工事として補助対象であることを示す。当該開口部が仕様基準に適合しない場合でも今回リフォームにより性能向上することを確認できれば、その他性能向上工事として補助対象になる。

⑬欄間、袖窓付きの開口部の断熱性はどう判断するか？

開口部に欄間、袖窓がある場合、各部位で熱貫流率を確認又は計算して、各部位の面積を考慮した面積加重平均を、開口部全体の熱貫流率とします。

119

よくある質問と回答

■省エネルギー対策

⑭増築部分の断熱化工事は補助対象になりますか。

- ・増築部分は原則として補助対象になりません。ただし、外壁の断熱改修を行う場合、既築部と増築部の境界部分にあり、増築により外壁でなくなる部分等、仮に増築しなかった場合に断熱改修していたであろう部分については、その面積分に限り増築部分を補助対象とします。
- ・例えば、増築によって外壁でなくなる壁が20㎡あり（）、当該外壁が断熱性の基準を満たしておらず、増築部分の外壁を評価基準に適合するまで断熱化を図る場合、増築部分であっても20㎡分を上限に断熱化の費用を補助対象とします。

⇒増築部分の床・屋根は、補助対象外です。

補助率方式の場合も同様ですが、上の計算を確認できるように、断熱工事の数量・工事費を、補助対象部分と対象外部分を分けて積算しておく必要があります。

- ・増築部分の外皮のうち元の外壁面積まで外壁断熱化の補助対象として計上可能
- ・開口部については、例えばリフォーム前に「中」が2箇所設置されていた壁を壊して増築する部分に「大」を1箇所と「小」を2箇所設置した場合、
 - ・単価積上方式の場合、「中」1箇所、「小」1箇所
 - ・補助率方式の場合、「大」1箇所、「小」1箇所迄補助対象になります。



この部分は単純増なので、補助対象外

【例】増築部分でも省エネルギー対策の補助対象となる部分 

120

■省エネルギー対策

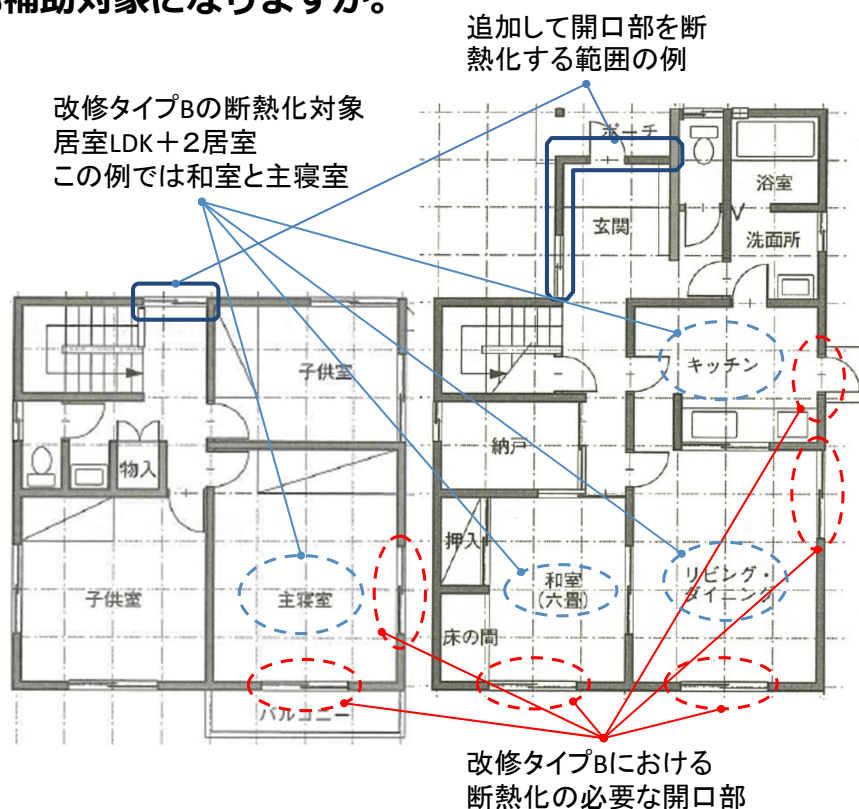
⑮改修タイプBを適用する場合、対象室以外の玄関ホールについても断熱化を図りたい。開口部、壁、床、天井も補助対象になりますか。

・改修タイプBで主たる居室ともう2居室の開口部が断熱化された他、以下に該当する断熱化工事は特定性能向上工事として補助対象になります。

○その他の居室や非居室について開口部（室内に複数ある場合は全部）の断熱化を図る場合

○居室や非居室について、外皮に接する天井、壁、床のうちいずれか1種以上について、対象室全体で評価基準に適合するまで断熱化を図る場合
その他の場合はその他性能向上工事になります。

・壁、床、天井のいずれかについて住宅全体で評価基準に適合する場合も補助対象になります。



■省エネルギー対策

⑯-1給湯器をエネファーム、エコキュートにする工事は、省エネ対策として補助対象になりますか。

・既存の住宅の状況が評価基準を満たしておらず、リフォームにより評価基準を満たすようになれば、エネファーム、エコキュートも特定性能向上工事として補助対象になります。

【例1】既存の住宅が省エネルギー対策等級3に満たない状態から、躯体・開口部を断熱化、エネファーム、エコキュートの高効率な給湯器を導入、省エネルギー対策の評価基準(1)の①～③のいずれかを満たすようになる場合

【例2】既存の住宅が断熱等性能等級4に満たない状態から、躯体・開口部を断熱化、エネファーム、エコキュートの高効率な給湯器を導入、省エネルギー対策の認定基準(1)、(2)のいずれかを満たすようになる場合

【例3】改修タイプA～Dは、以下の状態から評価基準を満たすリフォームを行う場合

・対象とする居室の開口部・躯体の断熱性等が評価基準に満たない状態 かつ 給湯器がエネファーム、エコキュートではない状態

・エネファーム、エコキュートを補助対象とする場合、躯体・開口部と給湯器の両方の既存状態が、性能に満たないことを確認できる資料を提出していただきます。具体的な提出資料の内容等は、次ページで示します。

・既存状態の確認ができない場合、エネファーム、エコキュートについては、省エネルギー対策であっても防災・レジリエンス性向上工事と同様に、補助対象工事費は45万円が上限になり、その他性能向上工事になります。

・防災・レジリエンス性向上工事に補助対象額の上限が設けられたため、省エネルギー対策でもエネファーム、エコキュートについて、補助対象とする場合の条件を設けます。

■省エネルギー対策

⑩-2給湯器をエネファーム、エコキュートにする工事は、省エネ対策として補助対象になりますか(続き)。

躯体・開口部と給湯器の両方の**既存状態が、性能に満たないことを確認できる提出資料**の内容について示します。

開口部について、以下の通りです。

ここにあげたエビデンスは例示ですので、これ以外に明らかに確認できるエビデンスがあれば、評価室事務局まで具体的な写真や設計図書等を示して、ご相談ください。

・地域区分は現行の区分に基づいて判断してください。

・現場の写真は、対象住宅の写真であることを確認できる様に、近景と遠景をセットで、対象住宅名、撮影日を記載した黒板を写し込んだ写真としてください。

開口部により判断することができる仕様

地域区分	熱貫流率(W/㎡・K)/日射遮蔽措置の基準	基準適合する仕様の例	基準適合しない仕様の例	具体的なエビデンスの例	備考
1,2〔Ⅰ〕	2.3/-	樹脂製又は木製建具 +Low-E複層ガラスA14以上	樹脂製建具・木製建具でないもの、 又は	枠の材料がわかる写真等	基準適合しないことを確認できる新築時の設計図書等も可
3〔Ⅱ〕			ガラスがLow-E複層ガラスではないもの	ガラスの仕様が分かるガラス面の刻印の写真、又は、単板ガラスであることがわかる写真	
4〔Ⅲ〕	3.5/-	金属枠+LowE複層ガラスA7以上	ガラスがLow-E複層ガラスではないもの		
5,6〔Ⅳ〕	4.7/ηw0.59、又はηg0.73、 又は付属部材、軒・庇	金属枠+LowE複層ガラス、又は 金属枠+複層ガラス+付属部材、軒・庇	ガラスが複層ガラスではないもの		
7〔Ⅴ〕					
8〔Ⅵ〕	-/ηw0.53、又はηg0.66、 又は付属部材、軒・庇	金属枠+LowE複層ガラス、又は 付属部材、軒・庇がある	ガラスがLow-eガラスではなく、かつ 付属部材、軒、庇のいずれもない	単板ガラス、かつ付属部材・ 軒・庇のいずれもないことがわ かる写真	

Uw：開口部の熱貫流率 ηw：開口部の日射熱取得率 ηg：ガラスのみの日射熱取得率

ガラス面の刻印は、写真に写りにくいので、裏に紙を当てる、ライトを当てる、写す角度を変える、等して判別できる写真を送ってください。

なお、ガラス面の刻印等クローズアップの写真を小黒板無しとする場合、少し引いた画角で開口部と周囲の壁などを含めて、小黒板ありで映した写真とセットでお示しください。

■省エネルギー対策

⑩-3給湯器をエネファーム、エコキュートにする工事は、省エネ対策として補助対象になりますか(続き)。

躯体・開口部と給湯器の両方の**既存状態が、性能に満たないことを確認できる提出資料**の内容について示します。

躯体と設備について、以下の通りです。

躯体により判断することができる仕様

天井

地域区分	熱抵抗値基準(m ² ・K/W)の基準	基準適合する仕様の例	基準適合しない仕様の例	具体的なエビデンスの例	備考
1,2〔Ⅰ〕	5.70	GW16K 260mm、又は GW10K 285mm	繊維系断熱材が180mm以下	断熱材の種類と厚さがわかる写真等	基準適合しないことを確認できる新築時の設計図書等も可
3〔Ⅱ〕					
4〔Ⅲ〕					
5,6〔Ⅳ〕					
7〔Ⅴ〕	4.00	GW16K 180mm、又は GW10K 200mm	繊維系断熱材が140mm以下		
8〔Ⅵ〕	0.78	GW10K 40mm	断熱材がないこと	断熱材のないことがわかる写真等	

床(その他の部分)

地域区分	熱抵抗値基準(m ² ・K/W)の基準	基準適合する仕様の例	基準適合しない仕様の例	具体的なエビデンスの例	備考
1,2〔Ⅰ〕	3.30	GW16K 150mm、又は GW10K 165mm、 又は A種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温版4号 145mm	繊維系断熱材が100mm以下 発泡プラスチック系断熱材が60mm 以下	断熱材の種類と厚さがわかる 写真等	基準適合しないこ とを確認できる新 築時の設計図書 等も可
3〔Ⅱ〕					
4〔Ⅲ〕	2.20	GW16K 100mm、又は GW10K 110mm、又 は A種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温版4号 95mm	繊維系断熱材が70mm以下 発泡プラスチック系断熱材が40mm 以下		
5,6〔Ⅳ〕					
7〔Ⅴ〕					
8〔Ⅵ〕	-	-	-	-	-

〔 〕内は旧省エネ基準における地域区分

既存の設備が評価基準に満たないことを確認するエビデンス

右のいずれか	・ 既存設備の写真（銘板の近景と、設備全体、住宅全景を含む遠景）と銘板により確認できる型番に対応するカタログ等 ・ 基準適合しないことを確認できる新築時の設計図書等と設計図書通りの設備であることを確認できる既存設備の写真（設備全体と住宅全景を含む遠景）
--------	---

■省エネルギー対策

⑰共同住宅で、給湯器をエコジョーズにする工事は、ドレン排水設備も含めて補助対象になりますか。

共同住宅で評価基準を満たすエコジョーズの設置とドレン排水設備の整備を同時に行う場合、特定性能向上工事として補助対象になります。

＜条件＞

給湯器 評価基準にあるエコジョーズとしての要件(給湯部熱効率94.0%以上)を満たすこと
ドレン排水設備は以下のいずれかから一つ選択してください。

- ・既存の雑排水管への接続
- ・三方弁の設置(浴室ユニットバスにドレンを排水できるようにする)
- ・ドレンレール設置 以下の条件を満たす場合に限ります。自治体、管理組合が下記を認めていることを示すホームページのコピー等や、管理規約・細則等のコピーを添えて申請してください。

自治体がドレン排水を雨水排水管に接続して良いと認めている場合

管理組合がドレンレールの設置を認めている場合

■省エネルギー対策

⑱改修タイプで高効率化等設備にある**照明設備については**、どのような要件を満たす必要があるのか。

- ・改修タイプの高効率化等設備を照明設備とする場合、次の要件を満たしてください。
 - ・対象住宅の**全ての照明設備（玄関等屋外も含む）をLED化**してください(台所のレンジフード、外構を除き、屋外であっても外壁等、住宅に設置されているものは含みます)。電球の交換のみで基準適合上は支障ありません。
 - ・電球のみの交換はもちろん、設備の交換、配線工事のある場合も、**改修タイプでは照明設備を補助対象とすることはできません。**

⑲照明設備を補助対象にするには、どのような要件を満たす必要があるか。

- ・照明設備工事を**補助対象とすることができるのは、一次エネルギー消費量計算を行い、性能が向上、一次エネルギー消費量等級4以上、かつ評価基準又は認定基準を満たす場合です。**
この場合でも、電球の交換や、**引掛シーリング**に設置するペンダントライトやシーリングライト等の照明器具など、工事を伴わない設備の交換は補助対象外で、**ダウンライト等配線工事が必要な器具の設置に限って補助対象**になります。